

## 交番・駐在所広報紙活動推進要領の制定について

(昭和 63 年 12 月 13 日沖例規外第 1 号)

改正 平成 7 年 5 月沖例規務第 2 号

本県警察における交番・駐在所広報紙活動は、昭和 48 年 8 月に石川警察署金武交番で「金武交番だより」の広報紙名で第 1 号を発行して以来、現在では 156 交番・駐在所中、148 箇所を発行するに至っており、地域の身近な話題を伝える「交番新聞」として地域住民に親しまれ、今や地域警察の主要な施策の一つとして定着しているところである。

しかし、一方では、同活動に対する各警察署間、各交番・駐在所間の取り組みに相当の格差がみられるなど、必ずしも十分とはいえない現状にあることから、この度、別添のとおり「交番・駐在所広報紙活動推進要領」を定めたので、交番・駐在所広報紙活動のより効果的な推進に努められたい。

別添

### 交番・駐在所広報紙活動推進要領

#### 第 1 趣旨

近年の社会の変化は、地域における住民の連帯感の希薄化等に拍車をかけつつあり、これに伴い地域社会の自律的問題解決機能、相互扶助機能等の低下を招来しつつある現状にかんがみ、地域に根ざした活動を推進することによって、住民の日常生活の安全と平穏を守ることを任務とする地域警察官が、一つ一つの活動を通じて地域との触れ合いを更に深めていく必要がある。

交番・駐在所広報紙（以下「広報紙」という。）は、このような要請にこたえる極めて有効な手段であり、加えて、広報紙の発行のための掲載素材を収集する等の過程において地域警察官が社会の変化、地域住民の警察に対するニーズは何かを考え、把握することにもつながり、的確な地域警察活動に寄与するという効果も期待できることから、広報紙活動の一層の推進を図ろうとするものである。

#### 第 2 広報紙活動の在り方

##### 1 広報紙の発行

広報紙はすべての交番及び駐在所において、定期的（最低年 4 回）に発行するよう努める。

##### 2 広報紙活動の効果的な推進要領

###### (1) 編集方針

交番・駐在所勤務員は、時宜に適した広報内容とするため編集方針を早めに決定するものとする。

###### (2) 素材の収集

交番・駐在所の勤務員は、外勤活動を通じて、地域における事件、事故等の発生の実態や住民の意見、要望等に沿い、かつ、広報するタイミングにも配慮した広報紙の素材の収集に努めるものとする。

###### (3) 広報紙の内容

広報紙の内容は、警察側からの一方的な内容に終始することなく、地域における身近な出来事や住民の意見、要望等をも採りあげるなど、より住民に親しみのある内容となるよう努めるものとする。

#### (4) 配布方法

配布方法については、地理的条件等の管内の実態や広報紙の内容等により、勤務員が直接に配布する方法、回覧する方法、役場、病院等要点へ備え付ける方法等のうちで最も効果が期待でき、かつ、容易な方法に配慮するものとする。

### 第3 広報紙活動推進のための条件の整備

#### 1 広報紙活動の実態の掌握

##### (1) 活動状況の掌握

各警察署長は、管下の交番・駐在所から定期的に広報紙の発行状況等の報告を求め、広報紙作成担当者から意見聴取するなどの方法により、広報紙活動の実態の掌握に努めるものとする。

##### (2) 未発行要因の分析等

広報紙を発行していない交番・駐在所など、広報紙活動が低調な交番・駐在所については、その要因を具体的に把握、分析し、個々の要因の解消に努めるとともに、継続的、かつ、きめ細かい指導教養を実施するものとする。

#### 2 広報紙作成担当者の技能向上方策の推進

##### (1) 講習会の開催等

広報主管課等との連携による技術研究会、部外講師を招致しての講習会等の開催により、広報紙活動に対する意識の高揚を図るとともに、作成技術の向上等広報紙活動を効果的に推進するための創意を凝らした講習会の開催に努めるものとする。

##### (2) 素材の作成及び活用

広報主管課等関係部門と連携するなどにより、当面の広報重点や記事、イラスト、カット集等広報紙作成に必要な素材を作成し、活用するものとする。

#### 3 勤務体制等の整備

##### (1) 広報紙作成のための時間の確保

休日、非番日を利用しての広報紙の作成等作成者に過度の負担を強いることとならないよう、日勤日の運用、必要な限度での勤務変更等による広報紙作成のための時間を確保することについて配慮するものとする。

##### (2) 総合力による広報紙活動への配慮

交番又は複数制の駐在所にあつては、特定の勤務員のみ負担を強いることのないよう、作成者を輪番制、あるいは素材の収集、構成、執筆等について分担制にする等により、勤務員相互の連携による広報紙活動の推進に配慮するものとする。

### 第4 その他

#### 1 広報紙発行の管理

##### (1) 事前点検

広報紙の作成、発行を担当者まかせにすることなく、警察署の地域課長等において、担当者の創意工夫に配慮しつつ、記述は妥当か、内容が地域実態に即し、かつ、タイミングのよいものになっているか、誤字、脱字等はないか等について、事前の点検を行うとともに、不適切な部分についての指導を徹底するものとする。

##### (2) 適正な評価

警察本部及び警察署主催による広報紙コンクールを実施して、優秀者を賞揚するなどのほか、広報紙活動による効果的事例の把握、広報紙の作成に当たっての工夫等広報紙活動全般に対する適正な評価に努めるものとする。

## 2 報告

警察署長は、毎月の広報紙の発行状況を別記様式により、発行した広報紙を添えて、翌月の20日までに警察本部長へ報告するものとする。

別記様式（第4関係）

交番・駐在所広報紙発行状況報告

[別紙参照]

様式等省略